

「障がい福祉サービス」重要事項説明書

(指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む障がい者福祉サービス)

事業者

- (1)、法人名 道東あさひ農業協同組合（JA道東あさひ）
- (2)、主たる事務所 〒086-0214 野付郡別海町別海緑町116番地9
- (3)、電話番号 0153-75-2201
- (4)、代表者名 代表理事組合長 浦山 宏一
- (5)、設立 平成21年4月1日

訪問介護事業 (ホームヘルパー)

事業所

- 訪問介護事業 指定日：平成21年4月1日 センター長/管理者 上林 泰聡
所在地：野付郡別海町西春別駅前曙町9-3
名称：JA道東あさひ介護事業所 TEL0153-77-4111

サービスの目的

障がい者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。

事業所の運営方針

関係法令を遵守し、障がい者が必要なときに必要な障がい者福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。また、他の社会資源との密接な連携に努めます。

通常の実施地域

別海町の全域とする。

営業日及び営業時間

営業日 月～日曜日 基本時間： 6：00～18：00
12/30～1/5除く

職員配置

職 種	常 勤	非 常 勤	職 務 内 容
センター長（管理者）	兼1		総括/他事業兼務
サービス提供責任者	1		サービス計画調整・記録・ヘルパーシフト調整
資格 介護福祉士	3	1	訪問介護・他事業兼務
ホームヘルパー1～2級		1	訪問介護・記録
ヘルパー総数	5名		R6.4現在

事業所で行うサービス概要

- 居宅介護
障害程度区分1以上
自宅での入浴や排泄、食事などの介助します。
- 行動援護
障害程度区分3以上
知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。
- 同行援護
視覚障害により移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう外出時において、

必要な援助を行います。

- **重度訪問介護** 障害程度区分4以上 重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動支援などを総合的に行います。
- **個別支援計画の作成** すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。
- **生活等に関する相談、助言**

◇サービスを行う訪問介護員（ホームヘルパー）

サービス開始時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替して、サービスを提供致します。

◇訪問介護員の交替

▲「利用契約者からの交替申し出」

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明確にして、事業者申し出ることが出来ます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員を指名することは出来ません。

▲「事業者からの訪問介護員の交替」

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。尚、訪問介護員の交替する場合は、ご契約者及びその家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分配慮致します。

◇備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等含む）は、無償で使用させて頂きます。又、訪問介護員が事業所や病院・関係機関に連絡する場合や緊急やむえない場合には、電話等も使用させて頂きます。

◇その他

「調理」

▲訪問介護員が夏場に調理を実施した場合、出来る限り早めにお食べ下さい。やむなく保存する場合は冷蔵庫を使用しますが、長時間の保存及び保管はおやめ下さい。

「記録」

▲サービスの提供にあたり、訪問時間内最低5分を記録として頂き記録は提供先と事業所で保管することと致します。

◇利用料金の支払い方法

介護給付費によるサービスを提供した際には、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の対象となります。事業者が介護給付等を町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。「障害者福祉サービス受給者証」をご確認ください。

利用料金の支払いは、月末締め切りの翌月末日までに、お支払い願います。（請求書は翌月10日迄に発行）原則として契約者又は利用者名義の当JA貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させて頂きます。

◇定められた業務以外禁止

居宅介護サービスの提供にあたり、ご契約者は事前のサービス計画及び介護職員業務に基づいて、サービスを提供致します。計画以外の業務や介護職員として適当でない業務を事業者へ依頼することは出来ません。

◇苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付ます。

(1) 当事業所における受付

受付窓口	電話番号	担当：施設管理者
道東あさひケアセンター	0153-77-4111	センター長：上林 泰聡
西春別支所	0153-77-2111	支所長：山崎 仁

(2) 関係機関・苦情受付

道東あさひケアセンター 吉野 (サービス提供責任者 0153-77-4111)
 別海町福祉部福祉課社会・障害者福祉担当 澤田 0153-75-2111 (内線121)
 根室圏域障害者総合相談支援センター「あくせす根室」 浜尾 0153-73-3178 / 携帯 090-3392-0451

◇虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	サービス提供責任者	吉野 美穂
-------------	-----------	-------

◇職員の(研修)資質向上について

職員等に対しては利用者の人権擁護、虐待防止のため等の各種研修を実施し資質向上に努めます。

◇複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧出来ますが、複写物(コピー)を必要とする場合には、実費(1枚20円)を頂いています。

◇個人情報の使用について

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他の事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に職員会議、担当者会議、支援専門員等と事業者、医療等関係機関の連絡調整等において必要な場合は関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

◇提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	令和5年8月
実施した評価機関の名称	利用者アンケート
評価結果の開示状況	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

緊急連絡先

主治医

氏名	病院
住所	医師
電話	住所
続柄	電話

障がい福祉サービスの提供の開始に際し、「障がい福祉サービス」重要事項説明書を基に説明をしました。

令和 年 月 日 説明者 印

私は、本書面に基づいてJA道東あさひ介護事業所より、「障がい福祉サービス」の説明を受けサービスの提供の開始に同意しました。

住所

令和 年 月 日 氏名 印